

委員会における請願・陳情の採決方法について（案）

1 委員長裁決の運用の見直し

採択、趣旨採択、不採択のいずれかについて、可とする者(賛成者)が委員の半数の場合、可否同数により、委員長裁決する。

(委員長は、

○委員長裁決の運用例 [委員 8 人(委員長除く。)]の場合]

委員長裁決の運用		採決状況		
見直し案	現行	採択	趣旨採択	不採択
委員長裁決する	委員長裁決する	4 人	4 人	0 人
委員長裁決する	委員長裁決しない ⇒「審議未了」	4 人	3 人	1 人
委員長裁決する	委員長裁決しない ⇒「審議未了」	4 人	2 人	2 人

2 審議未了の取扱い

従前のおり取り扱う

採択、趣旨採択、不採択のいずれも、否決された場合は、「審議未了」とする。

※否決された場合には、賛成少数のほか、委員長裁決で「否決」とされた場合も含む。

<参考>

鳥取県議会委員会条例

(表決)

第 12 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

昭和 51 年 6 月 25 日 議会運営委員会申し合わせ (事例集 109)

(採否の結論の出ない請願・陳情の取り扱い表決)

従来、採択、不採択の結論を出すことができないものについては「差し戻し」の措置をとっていたが、以後は審査結果に「差し戻し」「却下」等の表現は用いないことが決定され、審議未了の措置をとることになった。

本会議における請願・陳情の採決方法について（案）

1 委員長報告が「審議未了」であった場合の採決

従前のおり取り扱う。

委員長報告(審議未了)について諮る。

2 委員長報告と異なる内容での採決を求める動議の提出時期

見直し案	委員長報告に係る採決の後(否決後)
先例	委員長報告に係る採決の前

請願・陳情の採決は、まず、委員長報告について諮る。動議は、委員長報告の否決後に提出できるものとする。

3 委員長報告が否決された場合の取扱い(前例なし。)

「審議未了」とする。

ただし、2による動議が提出され成立した場合は、当該動議について諮る。

<参考>

地方自治法

第 116 条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

鳥取県議会会議規則

(起立による表決)

第 71 条 議長が表決をとろうとするときは、議題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

昭和 51 年 6 月 25 日 議会運営委員会申し合わせ (事例集 109)

(採否の結論の出ない請願・陳情の取り扱い表決)

従来、採択、不採択の結論を出すことができないものについては「差し戻し」の措置をとっていたが、以後は審査結果に「差し戻し」「却下」等の表現は用いないことが決定され、審議未了の措置をとることになった。